

税務課からのお知らせ

固定資産税・軽自動車税・県内三斉地方税滞納整理強化月間

固定資産税・軽自動車税に係る手続きについて

問税務課 電話(57)4123

固定資産税及び軽自動車税における手続きについて、お問い合わせが多いものをまとめましたので参考にしてください。手続きの詳細については、町税務課まで直接お問い合わせください。

【固定資産税】

◆固定資産の所有者が亡くなった場合

登記されている固定資産（土地、家屋）の所有者が亡くなった場合、法務局にて相続登記の手続きが必要となります。

登記については、宇都宮法務局小山出張所(☎0285(22)0361)までお問い合わせください。

また、所有者が亡くなられた

翌年の1月1日までに相続登記が困難な場合は、『相続人代表者指定届』を町税務課へ提出してください。

◆固定資産の所有者が海外転出される場合

海外転勤などにより、固定資産税関係書類を家族宛てに送付して欲しいといった場合、納税管理人を定めることができます。納税管理人を選任すると、賦課徴収及び還付に関する書類は、すべて納税管理人に送付されます。

選任の際は、『町税務課へ『納税管理人申告書』を提出してください。

◆償却資産の申告について

町内に事業用の償却資産を所有している個人・法人は、毎年1月1日現在の所有状況について1月31日までに、町へ申告書を提出することが義務付けられ

ています。新たに申告を行う場合は、町税務課で配布している様式をお使いください。また、町ホームページでダウンロードもできますので、ご利用ください。

※主な償却資産の具体例は次のとおりです。

構築物	ビニールハウス、広告塔、駐車場舗装、屋外配管、フェンス、ブロック塀、テント倉庫など
機械及び装置	農機具、製造設備、建設機械、印刷機械、太陽光発電装置など
船舶・航空機	モーターボート、グライダー、ヘリコプターなど
車両及び運搬具	フォークリフト、大型特殊自動車など
工具・器具及び備品	冷蔵庫、パソコン、コピー機など

※電力会社へ売電を行っている太陽光発電装置は、申告の対象となります（家屋と一体で評価されているものや、売電を行っていないものは除く。）

※農業収入を得ている方は、農機具やビニールハウスなどの資産も申告の対象となります。

※現在、使用していても使用可能な償却資産は申告の対象となります。

※無形固定資産、自動車税及び軽自動車税の対象資産は申告の対象外です。

◆未登記家屋について

未登記家屋を新築または増築した場合や、売買などの事由により所有者に変更があった場合は、『未登記家屋届出書』を町税務課へ提出してください。



お知らせ

【軽自動車税】

❖軽自動車の所有者が亡くなられた場合

亡くなられた方の名義の車両については、左記窓口にて、速やかに名義変更や廃車などの手続きをお願いいたします。名義が亡くなられた方のままの場合、法定相続人の方に納税通知書を送付させていただきますが、ご了承ください。

車の種類	届出場所	連絡先
原動機付自転車 小型特殊自動車	野木町役場 総合政策部 税務課 資産税係	0280-57-4123
軽自動車 (三輪・四輪)	軽自動車検査協会 栃木事務所 佐野支所	050-3816-3108
小型自動車 軽自動車(二輪)	関東運輸局 栃木県運輸支局 佐野自動車検査登録事務所	050-5540-2020

～12月は県内一斉地方税滞納整理強化月間です～

納期内の納付にご協力をお願いします

問税務課 ☎(57)4124

納税の公平と税収の確保を図るため、町は栃木県と協働で町税等徴収の強化に取り組んでおります。

皆様が納めた税金は、教育や福祉、ごみ処理などの公共サービス等に使われています。

町では、納期限内の自主的な納付をお願いしておりますが、未納がある方には督促状や催告書をお送りします。それにもかかわらず未納が続いた場合は、納期内に納付されている大多数の町民の皆様との公平性を確保するために法律に基づき財産調査等を行い、給料、預貯金、不動産などの「差押え」を行うこととなります。

病気や失業など特別の事情により納期限までに納付が困難な場合には早めに納税相談にお越しくください。



○納税は便利な「口座振替」で！

口座振替は、あなたのご指定の口座から、金融機関等が自動的に町税等を振替納付する、納め忘れがない便利な制度です。一度手続きすると、翌年度以降も自動的に納付されます。

○口座振り替えできる税金等

町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料

○お申し込み方法

預貯金通帳、通帳の届出印をお持ちの上、あなたの預金口座のある金融機関又は野木町役場の窓口でお申し込みしてください。

○取扱金融機関

足利銀行本支店、栃木銀行本支店、足利小山信用金庫本支店、常陽銀行本支店、小山農業協同組合本支店、ゆうちょ銀行・郵便局

12月は、次の税務課の窓口延長日においても納税相談を行いますので、日中ご来庁できない方は、ご相談にお越しくください。

❖納税相談(窓口延長日)

12月7日(金)・10日(月)・14日(金) 各日19時まで

